

子育て世帯への臨時特別給付の趣旨について

- 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している方の年収が960万円以上(注1)の世帯を除き、0歳から高校3年生までの児童(注2)に1人当たり10万円相当の給付を行います。

(注1) 扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。

(注2) 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。

- 若狭町では、12月28日に令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)受給者の方に対し、対象児童一人10万円の支給を行い、申請が必要な方(公務員の方・高校生のみ養育しておられる方・新生児の保護者の方等)に対しては令和4年1月以降に順次給付金を支給予定です。

- ※ 今回の給付金については、可能な限り迅速に支給を開始するという趣旨に鑑み、
 - ・ 中学生以下は、令和3年9月分の児童手当受給者(8月31日時点で児童を養育している方)
 - ・ 高校生等は、令和3年9月30日時点で児童を養育している方を基準として支給することとしているため、離婚等によりこの基準の前後で養育者が異なる場合、対象児童を現在養育している方に支給されない場合があります。

上記の給付金の趣旨は、離婚の場合等であっても変わるものではありません。

上記の基準前後で養育している方が異なる場合には、当給付金を児童のためにご活用いただけるようによく話し合ってくださいなど、受給者の皆様にはご協力をお願いします。